



**問** 避難施設多目的トイレの確保は  
**答** 随時おこなう

**問** 災害避難場所に指定している建物の多目的トイレの確保ができていますか伺う。

**総務課長**

助成金を活用し、組み立て式の簡易トイレを10セット、処理袋1,500枚、パースナルトイレ用テント4個を購入した。今後とも、避難所運営用品や非常食等を計画的に備蓄する。

**問** 避難場所全てに障がい者を意識したトイレ設置を望む。今後の整備計画等を伺う。

**総務課長**

小・中学校の体育館等を指定緊急避難場所として開設するが、近年の土砂災害の際の避難所の生活環境に関するさまざまな問題や、避難所のトイレの改善に関する課題が指摘されているが、施設の改修には費用と時間がかかる。

切迫した緊急時には小学校等の指定緊急避難所にも車椅子で利用できる多目的ハウスのトイレを設置して障がい者への対応を行う。

**学校教育課長**

指定される3小学校の体育館、中学校のトイレの改修には既設のトイレ面積では十分な整備が難しく、交付金対象の大規模改造事業を活用した学校体育館整備の際に多目的トイレの設置を検討する。

**問** 整備されるトイレは、医療行為があまり必要でない方、またオストメイトの方々など、誰でも使用できるトイレを各校区に1つは整備すべきでは。

**学校教育課長**

中学校の体育館トイレは、内部から利用できるようにトイレの仕様、バリアフリー、ユニ



バーサルデザイン等の改修を計画的に行う。小学校の体育館の改修についても、計画に基づき整備を行っていく。

**教育長**

小・中学校体育館の改修は、予算等をつけて計画的に実施する。つり天井の課題もあり大莞小学校から始め、次の学校の選定に入っていきたい。

**問** 地方いじめ防止基本方針の進捗状況を伺う。

**学校教育課長**

暴力行為の実態把握について家族に対する暴力的な行為については、スクールカウンセラーや子ども未来課、スクールソーシャルワーカーへの相談等を通じて情報を共有しアドバイスや保護者からの相談を受けている。教育委員会として、子どもが心身の苦痛を感じるような行為はいじめとして扱う。一部の子どもを対象とするのではなく、全ての子どもに対して軽微と思われるものでも積極的に把握し、適切な対応をとるようにしている。全ての学校に学校運営協議

会を導入し、地域とともに子どもを育てるという理念のもと、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進している。

これまでのいじめの知見を踏まえた未然防止の取組みが重要と位置づけている。

第三者委員会の常設については各学校運営協議会があり、必要に応じて地域の力を活用するいじめ対策検討委員会等の設置を考えている。

いじめ防止基本方針の進捗状況は、平成26年に作成し計画的に取組みを進めている。また、13項目にわたって学校いじめ基本方針の点検の見直しを指示している。教育委員会では国の資料や文献等を参考に、実効性が高まる基本方針となるように教育委員会での協議を重ね、平成27年11月に大木町いじめ基本方針の作成を終えた。

**問** 基本方針を、学校・保護者や関係機関に配布しては。

**学校教育課長**

既に学校等には配布している。町民への啓発は町のホームページ等を活用し周知を図りたいと考えている。